

令和2年度 横手市一般廃棄物処理実施計画

【ごみ処理実施計画編】

1. 基本事項

(1) 基本方針

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横手市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、ごみの減量化・資源化の推進により、「循環型社会」の形成を目指す「横手市一般廃棄物処理基本計画」の目標を達成するため、本市計画区域内から排出される一般廃棄物の適正処理の確保等、必要な事項について定めるものである。

(2) 計画期間

本計画の期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(3) 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全体とする。

(4) 廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する廃棄物は、本市計画区域内から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）であり、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」とする。ただし、本計画で定める「適正処理困難物」などの収集対象としないごみは除くものとする。

2. 処理計画

(1) 処理主体

分別区分		処 理 主 体	
		収集運搬	処 理
燃やすごみ	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて
	事業系	許可業者または排出者	
燃やさないごみ	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて
	事業系	許可業者または排出者	
資源物	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて （プラスチック製容器包装類・ペットボトルは ペットボトル等処理センター、大雄地域の生ご みは、大雄堆肥センター）
	事業系	許可業者または排出者	
粗大ごみ	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて
	事業系	許可業者または排出者	
その他ごみ	側溝等 清掃土砂	市（委託）または排出者	南東地区最終処分場
適正処理困難物等		排出者または許可業者	取扱業者または製造業者等

(2) 収集・運搬計画

①ごみの種類と分別

ごみの種類	分別区分	対 象 物
燃やすごみ	燃やすごみ	生ごみ、紙類、布類、プラスチック製品、ゴム・皮革類、草木類、練炭の灰など。
燃やさないごみ	燃やさないごみ	蛍光管・電球、エアゾール缶、ライターなど。
資源物	飲食品用缶	飲食物が入っていたスチール缶やアルミ缶。
	古紙	新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボールなど。
	衣類	衣類。
	ペットボトル	飲料用ペットボトル。
	プラスチック製容器包装類	食品などの包装用資材・袋類、洗剤などのボトル・チューブ類。
	小型家電	デジタルカメラ、携帯電話、ゲーム機等の電池または電気で動くもの
	電池	乾電池、充電式電池及びボタン電池
	ガラス、せともの	陶磁器類、ガラス製品。
	金属類	金属製の調理器具など。
	びん類	無色透明びん、茶色びん、その他色びん。
生ごみ	家庭から排出される調理くずなど。(大雄地域のみ)	
粗大ごみ	粗大ごみ	自転車、家具類、家電製品などでコンテナボックスに入らないもの。
その他ごみ	その他ごみ	クリーンアップ活動などにより排出された側溝清掃土砂など

②ごみの排出方法 【4種17分別※大雄地域のみ18分別】

ごみの分別	収集方式	収集回数	排出方法	指定袋 収集券	収集 体制
1. 燃やすごみ (1) 燃やすごみ	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋	大(45L) 中(30L) 小(15L)	委託 収集 (一部 直営)
2. 燃やさないごみ (2) 燃やさないごみ	ステーション方式	1回/月	集積所設置 折りたたみコンテナ	—	
3. 資源物 (3) 飲食品用缶	ステーション方式	2回/月	集積所設置回収ネット	—	
(4) 新聞紙 (5) 雑誌 (6) ダンボール	ステーション方式	2回/月	種類別に紙ひもで束ねる	—	
(7) 衣類	ステーション方式	2回/月	ひもで束ねる 透明の袋に入れる	—	
(8) ペットボトル	ステーション方式 (横手・平鹿地域のみ拠点)	1回/月 (拠点は 随時)	集積所設置回収ネット (拠点回収ネット)	—	
(9) プラスチック 製容器包装類	ステーション方式	2回/月	指定ごみ袋	大(45L)	
(10) 小型家電 (11) 電池 (12) ガラス、せともの (13) 金属類	ステーション方式 (小型家電のみ拠点回収)	1回/月	集積所設置 折りたたみコンテナ (ボックス回収)	—	
(14) 透明びん (15) 茶色びん (16) その他の色びん	ステーション方式	1回/月	集積所設置 折りたたみコンテナ	—	
生ごみ (大雄地域のみ)	ステーション方式	2回/週	生ごみ専用袋	20L 15L	
4. 粗大ごみ (17) 粗大ごみ	戸別収集方式	1回/月	粗大ごみ収集券	330円券	

※ 指定ごみ袋は、燃えるごみ(大)660円、(中)440円、(小)220円、プラスチック製容器包装類 220円

※ 粗大ごみは冬期間(12~3月)は収集しない。また収集料金は大きさ等により、330円・660円・990円・1,320円の4区分

※常設型資源回収ステーションについて
(設置個所) クリーンプラザよこて、平鹿地域局、大雄地域局

ごみの分別	収集方式	収集回数	排出方法	収集体制
資源物 新聞紙 雑誌 ダンボール	ステーション方式	1回/週	種類別に紙ひもで束ねる	直営
衣類	ステーション方式	1回/週	ひもで束ねる 透明の袋に入れる	

なお、集団資源回収は、登録団体が飲食品用缶、紙類、衣類について直接引取り業者に渡すため、収集運搬計画には掲載しない。

③ごみの収集運搬等

ア. 施設への搬入計画

各地域のごみステーション(集積所)から収集したごみは、原則として全量クリーンプラザよこてへ搬入し、処理するものとする。また、1月1日～1月3日を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。

ただし、大雄地域の生ごみについては、大雄堆肥センターへ、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類については、ペットボトル等処理センターに搬入し、処理するものとする。

イ. 本市で収集するごみ

市が収集するごみは、収集日程表に基づいて、ごみステーション(集積所)及び指定拠点に排出された家庭系ごみとし、粗大ごみについては、予約制の有料戸別収集とする。

ウ. 本市で収集しないごみ

下表に定める廃棄物並びに事業活動に伴って排出される事業系ごみは、本市で収集しない。

下表廃棄物については、販売店や専門窓口にお問い合わせうえで処分方法を確認し適正な処理をすること。また、事業系ごみを処分する場合は、事業者の責任において直接処理施設へ搬入、もしくは許可業者へ収集を委託するものとする。

区分	品名
家電リサイクル法対象品目	テレビ(液晶・プラズマ・ブラウン管)、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
二輪車リサイクルシステム対象品目	リサイクルシステム参加事業者が製造または輸入し、国内で販売した二輪車
廃消火器リサイクルシステム対象品目	小型消火器及び大型消火器
特別管理一般廃棄物*	注射針等鋭利なもの、感染性を有するもの
適正処理困難物	燃料類(ガソリン・オイルなど)、バッテリー・タイヤ、自動車部品、農機具類、農業用資材、薬品(農薬・除草剤など)、建築廃材、ガスボンベ、コンクリート・ブロック、塗料類
一時多量ごみ	引っ越しごみ、剪定枝等

※在宅医療廃棄物については、注射針等の鋭利なもの、血液の付着したもの、感染性を有するものを除いて、は燃やすごみとして収集する。

エ. ごみステーション(集積所)の環境整備

ごみステーション(集積所)のデータベースは加除整理を継続するとともに、集積所の新設や更新の際に活用できる補助金制度を継続し、家庭系ごみの円滑な収集体制を構築する。

③一般廃棄物処理業許可業者

ア. 一般廃棄物収集運搬業

	事業者名	所在地・電話	許可の種類	許可区域
1	有限会社 横手クリーンセンター	横手市前郷字上在家 36-1 TEL 0182-33-7790	ごみ・粗大ごみ	横手 山内
2	ヨコウン株式会社	横手市卸町 8-14 TEL 0182-32-3667	ごみ・粗大ごみ	横手 雄物川
3	株式会社 ミタケ	横手市下境字日向 121-1 TEL 0182-33-4433	ごみ・粗大ごみ	横手
4	株式会社 岡本産業	横手市明永町 6-10 TEL 0182-32-4172	ごみ・粗大ごみ	横手
5	株式会社 山本産業	横手市杉沢字中杉沢 592-5 TEL 0182-32-3170	ごみ・粗大ごみ	横手
6	有限会社 太陽環境保全	横手市横手町字上真山 16-1 TEL 0182-32-2033	ごみ・粗大ごみ	横手
7	有限会社 横手清掃興業	横手市睦成字七日市 93-1 TEL 0182-32-4171	ごみ・粗大ごみ	横手
8	有限会社 横手環境管理サービス	横手市睦成字関根 81 TEL 0182-33-4006	ごみ・粗大ごみ	横手
9	合資会社 塩喜運送	横手市大屋新町字法竜 290 TEL 0182-33-5421	ごみ・粗大ごみ	横手
10	あさひ運送	横手市南町 9-8 TEL 0182-33-2590	ごみ・粗大ごみ	横手
11	富田商事	横手市駅南一丁目 4-3 TEL 0182-33-7475	ごみ・粗大ごみ	横手
12	サトウクリーンセンター	横手市平鹿町浅舞字浅舞 39 TEL 0182-24-1088	ごみ・粗大ごみ	平鹿
13	五十嵐建設株式会社	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川 12-2 TEL 0182-24-3555	ごみ・粗大ごみ	平鹿
14	有限会社 平鹿清掃興業	横手市十文字町腕越字石倉 37 TEL 0182-42-0575	ごみ・粗大ごみ	十文字 増田
15	株式会社 斎久	横手市十文字町十五野新田字増田道東 85-1 TEL 0182-42-3686	ごみ・粗大ごみ	十文字
16	中央サービス	横手市十文字町梨木字海道下 130 TEL 0182-42-2437	ごみ・粗大ごみ	増田 十文字
17	有限会社 佐藤清掃	横手市増田町荻袋字荻袋 48 TEL 0182-45-5057	ごみ・粗大ごみ	増田
18	株式会社 羽後環境	横手市雄物川町沼館字高畑 439 TEL 0182-22-4191	ごみ・粗大ごみ	平鹿 雄物川 大森 大雄
19	株式会社 モリタ	横手市大森町板井田字平野 32-1 TEL 0182-26-2167	ごみ・粗大ごみ	大森
20	合資会社 大森産業	横手市大森町字大中島 308-2 TEL 0182-26-3173	ごみ・粗大ごみ	大森 大雄
21	佐々木清掃	横手市大森町上溝字山田 230 TEL 0182-26-4391	ごみ・粗大ごみ	大森
22	有限会社 西部環境保全	横手市大雄字樋脇 80 TEL 0182-52-3067	ごみ・粗大ごみ	大雄 大森

23	グリーンリサイクル株式会社	宮城県富谷市成田 9 丁目 3-5 TEL 022-351-5904	木くず（伐採木）	横手
24	佐々木興業株式会社	大仙市字刈和野 175-1 TEL 0187-75-2626	特定家庭用機器廃棄物	横手

イ. 一般廃棄物処分量

	事業者名	所在地・電話	許可の種類	許可区域
1	ヨコウン株式会社	横手市卸町 8-14 TEL 0182-33-7790	食品廃棄物	横手
2	五十嵐建設株式会社	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川 12-2 TEL 0182-24-3555	木くず・紙くず・繊維くず・ 廃プラスチック類	平鹿 ※処分対象物は横手市一円から出されたもの
3	株式会社 菅与 (食品リサイクル工場)	横手市柳田字新藤 190-19 TEL 0182-35-5858	植物性残渣	横手市一円

(3) ごみ排出量・資源化の実績

①令和元年度ごみ排出量見込

区分	単位	平成30年度実績	令和元年度見込	増減(R1-H30)	増減率
①家庭系ごみ	t/年	21,411	21,094	-317	-1.48%
② うち資源ごみ	t/年	4,138	3,861	-277	-6.69%
③集団資源回収	t/年	454	345	-109	-24.0%
④事業系ごみ	t/年	9,304	8,913	-391	-4.20%
うち資源ごみ	t/年	1,014	524	-490	-48.32%
⑤ごみ排出量【①+③+④】	t/年	31,169	30,352	-817	-2.62%
⑥行政区域内人口(10月1日現在)	人	89,646	88,999	-647	-0.72%
⑦一人一日当たりのごみ排出量【⑤/(⑥×365)】	g/人・日	953	934	-19	-1.99%
⑧家庭から排出される一人一日当たりのごみ排出量(資源ごみを除く)【(①-②)/(⑥×365)】	g/人・日	528	530	2	0.38%
⑨資源化量(資源物搬出量)	t/年	6,208	5,681	-527	-8.49%
⑩資源化率【③+⑨/⑤】		21.4%	19.9%	-1.5p	
⑪最終処分量【埋立量/(①+④)】		3.2%	3.2%	0.0p	

※人口は各年度 10 月 1 日現在の人口で計算。

※表示単位末を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

※平成 30 年度実績欄の⑤及び⑦は、一般廃棄物処理実態調査（以下「実調」と表記する）の公表値を採用する。（端数処理により合計値が合わない場合があるため。）

※資源化量の見込み(再掲)

区分	単位	平成30年度実績	令和元年度見込	増減(R1-H30)	増減率
ごみ排出量	t/年	31,169	30,352	-817	-2.62%
資源化量	t/年	6,662	6,026	-636	-9.55%
金属類	t/年	414	387	-27	-6.52%
缶類	t/年	252	243	-9	-3.57%
ガラスせともの	t/年	293	271	-22	-7.51%
小型家電	t/年	14	18	4	28.57%
生きびん	t/年	95	70	-25	-26.32%
白カレット	t/年	243	241	-2	-0.82%
茶カレット	t/年	291	272	-19	-6.53%
その他カレット	t/年	132	120	-12	-9.09%
プラスチック製容器包装類	t/年	176	176	0	0.00%
ペットボトル	t/年	185	185	0	0.00%
古紙類	t/年	1,990	1,772	-218	-10.95%
乾電池	t/年	40	39	-1	-2.50%
古布	t/年	110	95	-15	-13.64%
生ごみ	t/年	999	651	-348	-34.83%
主灰資源化	t/年	1,428	1,484	56	3.92%
資源化率		21.4%	19.9%	-1.5p	

※ここでの資源化量は、処理施設からの搬出量と集団資源回収量を合せた量である。(上記表の③+⑨)

(4) ごみの減量化・資源化の目標

① 平成31(令和元)年度計画の達成状況

区 分	単位	平成31(令和元)年度目標	令和元年度見込	達成状況 (達成率)
①家庭系ごみ	t/年	19,376	21,094	未達 (91.86%)
② うち資源ごみ	t/年	3,132	3,861	達成 (123.28%)
③集団資源回収	t/年	500	345	未達 (68.90%)
④事業系ごみ	t/年	8,787	8,913	未達 (98.59%)
うち資源ごみ	t/年	837	524	未達 (62.65%)
⑤ごみ排出量【①+③+④】	t/年	28,662	30,352	未達 (94.43%)
⑥行政区内人口(10月1日現在)	人	88,763	88,999	— (—)
⑦一人一日当たりのごみ排出量【⑤/(⑥×365)】	g/人・日	900	934	未達 (96.33%)
⑧家庭から排出される一人一日当たりのごみ排出量(資源ごみを除く)【(①-②)/(⑥×365)】	g/人・日	500	530	未達 (94.25%)
⑨資源化量(資源物搬出量)	t/年	6,211	5,681	未達 (91.47%)
⑩資源化率【③+⑨/⑤】		23.0%	21.4%	未達
⑪最終処分率【埋立量/(①+④)】		3.5%	3.2%	達成

※達成率は、実績を100とした場合の目標値の占める割合。100を超えると目標達成とみる。

※ただし、②うち資源ごみ、③集団資源回収、うち資源ごみ、⑨資源化率は増えることが目標のため、逆数で達成率を計算した。

② 令和2年度目標値について

区 分	単位	令和元年度見込	令和2年度目標	増減(R2-R1)	増減率
①家庭系ごみ	t/年	21,094	19,573	-1,521	-7.21%
② うち資源ごみ	t/年	3,861	3,649	-212	-5.49%
③集団資源回収	t/年	345	500	155	44.93%
④事業系ごみ	t/年	8,913	8,589	-324	-3.64%
うち資源ごみ	t/年	524	525	1	0.19%
⑤ごみ排出量【①+③+④】	t/年	30,352	28,662	-1,690	-5.57%
⑥行政区内人口(10月1日現在)	人	88,999	87,013	—	—
⑦一人一日当たりのごみ排出量【⑤/(⑥×365)】	g/人・日	934	900	-34	-3.64%
⑧家庭から排出される一人一日当たりのごみ排出量(資源ごみを除く)【(①-②)/(⑥×365)】	g/人・日	530	500	-30	-5.66%
⑨資源化量(資源物搬出量)	t/年	5,681	6,211	530	9.33%
⑩資源化率【③+⑨/⑤】		19.9%	23.4%	3.5p	
⑪最終処分率【埋立量/(①+④)】		3.2%	3.2%	0.0p	

※③令和2年度目標のうち、③集団資源回収、⑦一人一日当たりのごみ排出量、⑧家庭から排出される一人一日当たりのごみ排

出量は目標値であり、その他の数値は実績見込みである。

(5) ごみの減量化・資源化計画

①発生抑制の推進

ア. 生ごみの減量化・資源化

(生ごみの減量化)

家庭から排出される生ごみに多く含まれる水分を減らすことにより可燃ごみの減量を図るため、「水切り」に関する啓発や情報提供を実施する。

家庭用のコンポストや電動生ごみ処理機の購入補助制度の周知を行い、生ごみの資源化の推進を図る。

また、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会へ参加し、食品ロス削減の取り組みについて情報共有を行う。併せて、フードドライブの周知と利用を促す。

(生ごみの資源化)

大雄地域では引き続き生ごみの分別収集を行い、大雄堆肥センターへ搬入することとし、堆肥化を実施する。

イ. ごみ処理手数料制度による減量化

燃えるごみ及びプラスチック製容器包装類の収集について、指定ごみ袋によるごみ処理手数料制度を継続することにより、家庭系一般廃棄物の排出量に応じた負担の公平性、及びごみ減量化に対する市民の意識向上を促進し、ごみの排出抑制を図る。

ウ. マイバック運動の推進

買物の際にマイバッグを持参する等、過剰包装を断ることを習慣づけるため、市民への説明会やイベント等において、マイバック利用啓発活動を実施し、ごみの発生抑制への意識付けを図る。

※令和2年7月1日より「レジ袋有料化義務化」も全国で開始される。

エ. 事業系ごみの減量化

事業系ごみの減量・適正処理を図るため、事業者に対して資源物の分別徹底と家庭用集積所へのごみ排出防止対策などの具体的な分別、排出についてホームページ・チラシ等を活用し、広報・啓発活動に努める。また、事業系ごみと産業廃棄物の違いを周知し、クリーンプラザよこてへ産業廃棄物を混入させないような取り組みを行う。

事業系ごみについては、必要に応じてごみ減量化計画の策定・実施を求める等の排出抑制対策を行い、産業廃棄物の混入を抑制するため、処理施設におけるの展開検査も行い指導を行う。

オ. 啓発活動

ごみの減量化に関する社会意識を育むため、小中学校における環境学習や、地域社会において開催される社会教育活動の場における出前講座等を通じた環境教育に積極的に取り組む。

カ. 家庭系ごみの分別の更なる適正化

令和2年4月に「ごみの分け方・出し方」改訂版を発行し、家庭系ごみの更なる分別の適正化を図る。また、令和元年9月より導入したスマホ向けごみ分別アプリを市民に広く周知することにより、市民のごみ分別意識の向上を促進する。

②資源化の推進

ア. リユースの推進

ごみとして回収された4合びんのリユースを継続する。また、クリーンプラザよこてにて再生

可能品をリユースし、市民へ周知を行い希望者へ提供する。

イ. こでんリサイクルの継続

小型電子機器（小型家電）について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、他自治体に先駆けたステーション回収を継続して行うほか、官公庁・店舗等にも回収ボックスを設置し、小型家電リサイクルの啓発活動に努め、希少金属等の有効資源の活用を図る。

ウ. パソコンリサイクルの促進

これまで、家庭用使用済みパーソナルコンピュータ（デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、液晶ディスプレイ）は、市では回収しておらず製造メーカーや一般財団法人パソコン3R推進協会で回収することを市民へ案内することでパソコンリサイクルの促進を図っていた。（資源の有効な利用の促進に関する法律による）

上記の回収方法に加え、令和2年度は新たに、市がステーション回収及び小型家電回収ボックスにより回収することで、市民の利便性向上と資源化率の向上を図る。

エ. 集団資源回収の奨励

町内会などの地域団体等が実施する自主的なリサイクル活動を奨励するため、集団資源回収奨励金制度の活用を、令和2年度も引き続き広く地域への広報活動を行う。なお令和元年は約345トンの回収が見込まれる。

オ. 常設型資源回収ステーションの運営

平鹿庁舎、大雄庁舎及びクリーンプラザよこて敷地内に設置済みの常設型資源回収ステーションを引き続き運営し、古紙・衣類の排出しやすい環境整備を行う。利用状況を見ながら令和2年度以降他地区への設置を検討する。

カ. 啓発活動

資源として再生利用が可能な資源物を確実に分別収集するため、市報・ホームページ・FM放送等を活用し、分別方法・排出方法について分かりやすい広報・啓発活動に努める。

（6）中間処理施設の概要及び処理計画

ア. クリーンプラザよこて

所在地	秋田県横手市柳田字中村126番地
竣工年月	平成28年3月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ●熱回収施設 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却能力：47.5t／日（24h）×2炉 ・処理方式：連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉） ●リサイクルセンター <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力：30t／日（5h）

ごみの種類	分別区分	処 理 方 法
燃やすごみ	燃やすごみ	熱回収施設で焼却処理する。主灰はセメント資源化を行い、飛灰は最終処分場へ搬入し埋立処分する。
燃やさないごみ	燃やさないごみ	破碎後金属資源を回収し、民間業者へ売却する。選別後の残渣は熱回収施設で焼却処理する。
資源物	飲食品用缶	スチール缶、アルミ缶に選別し、それぞれプレスして民間業者へ売却する。
	びん	びんは容器包装リサイクル協会の指定法人へ引き渡

		す。生きびんは民間業者へ売却・無償で引き渡す。
	古紙	民間業者へ売却する。
	衣類	民間業者へ売却する。
	小型家電	家電リサイクル法認定事業者へ引き渡す。
	電池	民間業者へ処理委託する。
	ガラス、せともの	民間業者へ処理委託する。
	金属類	民間業者へ売却する。
粗大ごみ	粗大ごみ	破碎後金属資源へ回収し、民間業者へ売却する。選別後の残渣は熱回収施設で焼却処理する。

イ. ペットボトル等処理センター

所在地	秋田県横手市睦成字七日市 41
竣工年月	平成 12 年 8 月
処理能力等	・ 処理能力 : 2 t / 日 (5 h)

ごみの種類	分別区分	処 理 方 法
資源ごみ	ペットボトル	異物除去後に圧縮梱包し容器包装リサイクル協会の指定法人へ引き渡す。選別残渣は焼却施設で焼却処理する。
資源ごみ	プラスチック製 容器包装類	異物除去後に圧縮梱包し容器包装リサイクル協会の指定法人へ引き渡す。選別残渣は焼却施設で焼却処理する。

ウ. 大雄堆肥センター

所在地	秋田県横手市大雄字森岡南 42-9
竣工年月	平成 17 年 3 月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理方式 : 1 次発酵槽 片側オープンロータリー式攪拌方式 (処理日数 25 日) <li style="padding-left: 2em;">2 次発酵槽 切り返し方式 (処理日数 40 日) <li style="padding-left: 2em;">脱臭方法 酵素分解方式 ・ 計画処理量 : 約 10,000 t / 年 <li style="padding-left: 2em;">68.6 t / 日 (うち生ごみ 4.8 t / 日) ・ 堆肥生産量 : 約 4,000 t / 年

ごみの種類	分別区分	処 理 方 法
資源ごみ	生ごみ	生ごみを堆肥化し、有機質肥料として農産物生産者に販売する。

(7) 最終処分場の概要及び処分計画

ア. 南東地区最終処分場

所在地	秋田県横手市平鹿町醍醐字飛池 5
竣工年月	平成 10 年 3 月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立地処分地施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造及び方式 : 準好気性埋立・セル方式 ・ 埋立対象物 : 不燃物選別残渣・破碎選別残渣・焼却残渣 ・ 埋立面積 : 18,300m² ・ 埋立容量 : 76,123m³ ● 浸出水処理施設

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水処理能力 : 60m³/日 ・ 処理方式 : 生物処理＋凝集沈殿＋高度処理
--	--

クリーンプラザよこてから排出された飛灰固化物などや、クリーンアップ活動等により排出された側溝清掃土砂などについて、南東地区最終処分場において埋立処理をする。

(8) 一般廃棄物処理業許可計画

法第7条第5項の規定に基づき、横手市における一般廃棄物処理業の許可に関する計画を次のとおり定める。

①一般廃棄物収集運搬業

既存の許可業者の収集運搬能力や実績、及び一般廃棄物排出量の減少傾向が今後も続くと見込まれることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者により適正に収集運搬が遂行されているものと判断されることから、新規許可については次のように対応する。

- ・ 既存の許可業者等により一般廃棄物の適正な収集運搬が行われているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規許可はしない。
- ・ ごみの減量化や再生利用を目的とし、処分業と併せて収集運搬業を行う場合で、適正に処理することが確実である場合には、内容に応じて許可する。

②一般廃棄物処分業

ごみの焼却量・最終処分量を減量化し、資源の有効利用を推進する観点から、新規許可については次のように対応する。

- ・ 市の処理施設及び既存の許可業者により一般廃棄物の適正な処分が行われているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規許可はしない。
- ・ ごみの減量化や再生利用を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実である場合には、一般廃棄物の種類を限定して許可する。

(9) その他の施策

①不法投棄防止対策

環境監視員を廃止し、令和2年度より横手市職員が、巡回監視パトロールや不法投棄防止看板の設置などの啓蒙活動を実施することでこれまで以上に、秋田県や警察、近隣市町村など関係機関との相互連携・情報の共有化を図りながら、不法投棄や野焼き等の不適正処理の未然防止と早期発見・対応に努める。

また、不法投棄を発見した場合に一般市民が容易に通報できる機能を内蔵したスマホ用ごみ分別アプリを活用し、監視の目を多くすることで不法投棄を発見しやすいシステムを築き、早期に現場対応できる体制を構築する。

②不適正処理防止対策

不適正処理防止のため条例等の整備を行う。具体的には「横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、事業者が条例に違反した際の罰則等を見直すとともに収集運搬業許可停止命令の基準などを定めた「不適正処理者に対する行政処分実施要領」を策定し、ごみの不適正処理抑止効果を高める。

【し尿・浄化槽汚泥処理実施計画編】

1. 基本事項

(1) 基本方針

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横手市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、「循環型社会」の形成を目指す「横手市一般廃棄物処理基本計画」の目標を達成するため、本市計画区域内から排出される一般廃棄物の適正処理の確保等、必要な事項について定めるものである。

(2) 計画期間

本計画の期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(3) 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全体とする。

(4) 廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する廃棄物は、本市計画区域内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥とする。

2. 処理計画

(1) 処理主体

区分	処 理 主 体	
	収集運搬	処 理
し尿	許可業者	横手衛生センター、雄物川衛生センター
浄化槽汚泥	許可業者	横手衛生センター、雄物川衛生センター

(2) 収集運搬計画

①施設への搬入計画

し尿及び浄化槽汚泥は、市が収集運搬を許可した業者が全量を横手衛生センター又は雄物川衛生センターへ搬入し処理する。

②一般廃棄物処分業(収集運搬業)業者

	事業者名	所在地・電話	許可の種類	許可区域
1	有限会社 横手清掃興業	横手市睦成字七日市 93-1 TEL 0182-32-4171	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	横手(※1) 山内(※3)
2	有限会社 横手環境管理サービス	横手市睦成字関根 81 TEL 0182-33-4006	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	横手(※2) 山内(※3)
3	有限会社 伊藤環境サービス	横手市十文字町腕越字石倉 91-4 TEL 0182-42-3707	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	増田 十文字
4	有限会社 平鹿清掃興業	横手市十文字町腕越し字石倉 37 TEL 0182-42-0575	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	増田 十文字 大雄 雄物川
5	株式会社 羽後環境	横手市雄物川町沼館字高畑 439 TEL 0182-22-4191	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	平鹿 雄物川 大森 大雄
6	合資会社 大森産業	横手市大森町字大中島 308-2 TEL 0182-26-3173	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	大森 大雄
7	株式会社 平鹿環境	横手市平鹿町浅舞字福田 399-3 TEL 0182-24-3638	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	平鹿 雄物川 大森
8	醍醐衛生社	横手市平鹿町醍醐字大橋 33-8 TEL 0182-25-4451	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	平鹿
9	山内清掃社	横手市山内土淵字軽井沢 51-19 TEL 0182-53-3148	し尿収集運搬	山内

※1 横手清掃興業について、横手地域のし尿は「石町、久保の目、杉目、三原、静町、福小屋、境町、朝日が丘」を除く地域。

※2 横手環境管理サービスについて、横手地域のし尿は「石町、八幡、久保の目、杉目、三原、静町、福小屋、境町、朝日が丘」の地域。

※3 横手清掃興業及び横手環境管理サービスは山内地域の「し尿」を収集運搬することはできません。

山内地域のし尿は山内清掃社のみが収集運搬することができます。

(3) し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績と令和元年度の見込み

横手衛生センター・雄物川衛生センター搬入量

銘柄		単位	平成30年度 実績	令和元年度 見込み	令和2年度 見込み
し尿		kl/年	23,477	22,474	21,517
浄化槽汚泥	単独浄化槽	kl/年	3,513	3,148	2,824
	合併浄化槽	kl/年	20,409	21,171	21,969
	農集汚泥	kl/年	1,797	1,887	1,981
下水道汚泥		kl/年	522	574	632
合計		kl/年	49,718	49,254	48,923
稼働率			76.4%	75.5%	75.3%

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

(4) 中間処理施設の概要

ア. 横手衛生センター

所在地	秋田県横手市睦成字七間川原 53-2
現行施設竣工年月	平成 17 年 10 月
処理能力等	・ 処理能力：122kl／日 ・ 処理方式：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式

イ. 雄物川衛生センター

所在地	秋田県横手市雄物川町矢神字堂ノ下 129
竣工年月	昭和 61 年 3 月
処理能力等	・ 処理能力：55 kl／日 ・ 処理方式：高負荷脱窒素処理方式＋高度処理設備

(5) 一般廃棄物処理業許可計画

法第 7 条第 5 項の規定に基づき、横手市における一般廃棄物処理業の許可に関する計画を次のとおり定める

①一般廃棄物収集運搬業

既存の許可業者の収集運搬能力や実績、及び一般廃棄物排出量の減少傾向が今後も続くと思込まれることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者により適正に収集運搬が遂行されているものと判断されることから、新規許可については次のように対応する。

- ・ 既存の許可業者等により一般廃棄物の適正な収集運搬が行われているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規許可はしない。